

内部留保課税の是非

評論者

先般の衆院選において話題を呼んだ「企業に対する内部留保課税の導入検討に対し、各方面から批判の声が上がっている。しかし、企業による投資の促進や増配により高い経済効果が期待できるとの見方もある。金融厅も、企業統治改革の会議で内部留保を活用するための指針を策定することになった。内部留保課税は、企業が稼いで毎年の最終的な利益から、法人税や株主への配当金および設備投資を支払ったあとに残る社内に蓄積した利益剰余金に課税する制度である。財務省の統計によると、2016年度の企業の利益剰余金はおよそ400兆円

神奈川大学法学部教授

葭田 英人



にのぼる。
内部留保を研究開発や設備投資など企業が成長し利益を上げるために使用するのなら、そのためには充てるべきであるが、差し当たつて使い道がないのであれば株主に配当したり、従業員の給与に充てたりすべきである。一方、企業の存続や雇用の

設備投資や海外投資がされているので、内部留保課税によってかえって投資が妨げられてしまう。また、法人税を課税した後に再び課税することは二重課税に当たる。さらに、課税強化すれば国際競争力が低下し、企業の海外流出につながりかねない」という批判がある。

古くて新しいテーマ

安定のため、何かあつたときのために社内に内部留保しておることも十分正当化される理由である。

内部留保課税は、企業が稼いだ毎年の最終的な利益から、法人税や株主への配当金および設備投資を支払ったあとに残る社内に蓄積した利益剰余金に課税する制度である。財務省の統計によると、2016年度の企業の利益剰余金はおよそ400兆円

しかし、企業の内部留保の増加は、給与の抑制や低賃金の非正規雇用の拡大などを防ぐ意味で企業の労働分配の抑制として、本来、内部留保の使い道は、私的自治の原則により今まで企業自身が決めることがあって、國や政府が内部留保課税の手段により介入すべきではない。経済界からも、内部留保は過去の利益の累積値にすぎず、つながるものではない。

の内部留保については課税しない制度とする必要がある。ただし、合理的な留保であるかどうかの基準は、業種や個々の企業によって異なることから一概に適正なものを見ることはできない。したがって、個々の企業が保有している現預金の多さである事情を考慮した公平性を担保した制度とする必要がある。

特に問題となるのは、企業が一定の効果はある。古くて新しいテーマである内部留保課税の是非を再検討する必要がある。よしだ・ひでと 1952年生まれ。筑波大学大学院修了。専門は会社法・税法・信託法・事業承継法。近著に「基本がわかる会社法・一合同会社の制度と税制」など。

また、内部留保課税は、将来断壊については、必要な運転資金を適切な配当・設備投資・研究開発費、国内外の企業の合併・買収(M&A)などの原資として、正当に有益な内部留保額から差し引く。課税対象としてあることを証明したものについて、内部留保課税の対象金額を再検討する必要がある。企業が保有している現預金の多さであることは、内部留保課税の公平性を担保した制度とする必要がある。

よしだ・ひでと 1952年

生まれ。筑波大学大学院修了。

専門は会社法・税法・信託法・

事業承継法。近著に「基本が

わかる会社法・一合同会社の

制度と税制」など。